

令和6年11月7日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、遠藤興業株式会社に対して指名停止措置を行いました。詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：菊池 豊

課長補佐：横田 亮之

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
遠藤興業株式会社	宮城県石巻市大街道南2丁目9番13号

2 指名停止措置期間：

令和6年11月7日～令和7年1月6日（2ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

遠藤興業株式会社の元専務執行役員は、石巻市が発注した公共工事の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月10日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年5月1日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

5 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）別表第2第8号に該当する。

○工事請負契約等に係る指名停止等措置要領

別表第2 - 抜粋 -

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員 イ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内